

環境貢献型商品開発・販売促進支援事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第1603301号）（以下「交付要綱」という。）第4条第6項の規定に基づき、同条第1項第五号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地域へのクレジット販売収益の還元を加速化し、もって地球環境保全に資することを目的とする。

第2 事業の実施方法等

(1) 事業概要

- ア 環境貢献型商品の開発及び販売促進に係る計画の立案
- イ 環境貢献型商品の案件発掘・マッチング
- ウ 環境貢献型商品の開発や販売促進を行おうとする事業者（以下「商品開発事業者」という。）に対して、相談窓口を設置し、カーボン・オフセットに関する技術的な助言や一部事務等を実施
- エ 環境貢献型商品の広報
- オ その他アを実現するための業務の実施

(2) 補助対象者の要件

補助金の交付を申請できる者は、交付要綱第4条第2項第二号に規定する者とする。

(3) 対象事業の要件

補助対象者が、商品開発事業者を支援するにあたり、環境貢献型商品については以下の要件を満たすこと。

- ア 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）第2版」に掲げるオフセット商品・サービス、クレジット付商品・サービス、寄付型オフセットのいずれかに該当するもの。
- イ 補助事業の完了までに、補助事業の成果である環境貢献型商品について、「カーボン・オフセット宣言」（<http://j-cof.go.jp/sengen/>）に登録を終了させること。
- ウ 環境貢献型商品に付するクレジットについては、当該事業の交付決定日以降に購入したクレジットを使用すること。また、使用するクレジットは、すべて「カーボン・オフセット宣言」で認める国内で創出されたクレジットであり、かつ、無効化量全体の8割以上がJ-クレジット又はJ-VERであるもの。

※交付申請時の無効化量が下限となる。

- エ 補助事業者は、商品開発事業者に対し、以下のいずれかの情報提供を行うよう指導し必ず徹底させること。

(ア) カーボン・オフセット商品である又は「カーボン・オフセット宣言」をしている旨の表示

(イ) 商品を購入等することで地域の森林保全や地球温暖化対策の取組を応援することができる商品である旨の表示

オ 環境貢献型商品は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令に違反しないもの、公序良俗に反しないもの。

(3) 補助対象経費

本経費は事業の遂行に真に必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できる経費に限る。

なお、以下の経費については、一切対象としない。

ア ホームページの開設（当該補助事業専用のホームページは除く）、通信回線の付設など、補助事業者の事業基盤を整備するための経費

イ パソコン、プリンタ、スキャナ等を含む機械・器具等の購入費用

ウ クレジットの購入費用（手数料等含む）

エ その他補助事業の実施に関連性のない経費

(4) 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業者は、商品開発事業者のクレジット使用量及び使用したクレジットを把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 事業報告書の報告

補助事業者は、事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後3年間の期間について、毎年度、商品開発事業者によるクレジットの無効化量に関する事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

(6) 留意点

補助対象事業の実施に当たっては以下に留意するものとする。

ア 採択事業については、環境省のウェブサイトにおいて、事業名、事業者名及び事業概要などを公表する場合があります。また、併せて記者発表を行う場合があります。ただし、当該事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある場合については、原則公表しない。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。